

発表事項

- 1 令和4事業年度事業計画及び保健医療情報会計収入支出変更予算
- 2 令和4年9月処理で発生したオンライン請求システム障害状況
- 3 公益代表役員選任の認可
- 4 令和4年3月末現在における診療報酬等収支整理不能額の処理**
- 5 第27次審査情報提供（医科）
- 6 令和4年7月審査分の審査状況
- 7 令和4年8月審査分の特別審査委員会審査状況

令和4年3月末現在における診療報酬等収支整理不能額の処理

収支整理不能額の整理

医療機関の開設者が行方不明又は破産等により、長期間に亘り再審査未調整（回収不能額）及び未払金（支払不能額）となった場合、厚生省通知（昭和26年3月6日付け保険発第43号）に基づき整理することとしている。

回収不能額の整理方法

医療機関の開設者が行方不明等のため、診療報酬等の過払金を回収できない場合、**民法第166条第1項第2号に規定する10年の消滅時効の完成をもって**、当該回収不能に伴う欠損を審査支払会計から補填

支払不能額の整理方法

医療機関の開設者が行方不明等のため、診療報酬等の支払いができない場合、**民法第166条第1項第1号に規定する5年（令和2年3月までは3年）の消滅時効の完成をもって**、当該支払不能に伴う未払金を保険者へ返還

令和4年3月末現在における診療報酬等収支整理不能額の処理

令和4年度収支整理不能の処分額

- 本年度に処分する回収不能額は、18,955,227円
なお、支払不能額は該当なし
- 当該回収不能額について、審査支払会計からの欠損補填※を、令和4年8月31日付けで実施

※事務取扱費の雑費から補填

(回収不能額の内訳)

点数表		医療機関等数	レセプト件数	金額（千円）	金額の構成比率
医 科	病 院	12	300	3,602	19.0%
	診療所	191	1,279	5,071	26.8%
	計	203	1,579	8,673	45.8%
歯 科	病 院	1	1	10	0.1%
	診療所	158	656	7,319	38.6%
	計	159	657	7,329	38.7%
調 剤 薬 局		97	526	2,868	15.1%
訪問看護ステーション		3	4	85	0.4%
合 計		462	2,766	18,955	100%

(参考) 令和4年3月末現在における診療報酬等収支整理不能額の処理

昭和26年3月6日付け保険発第43号通知（厚生省）（抜粋）

診療費請求支払の時効について

- 1 保険医が政府に対して有する診療報酬請求権の消滅時効は、会計法第30条第1項にいわゆる「他の法律」には民法も含まれるものと解されているから、民法第170条^{※1}の規定により、3年間之を行わないことによって完成するものである。
- 2 保険医が住所不明等のため、支払決定をした診療報酬が支払不能のまま領置された場合における当該診療報酬請求権は、基金が保険医に対してなした支払の通知が到達したものと認められる日の翌日から起算して3年間之を行わないことによつて消滅する。
- 3 右によつて診療報酬請求権が消滅した場合においても、時効にかかった診療報酬額は基金の雑収入に受入れるものではなく、保険者からの過誤納として取扱い、翌月における保険者への請求においてこれを調整すべきものである。
なお、保険医に対する診療報酬の支払が絶対的に支払不能と確認されるに至った場合には、その消滅時効の完成前と雖も、保険者に対する過誤の調整を要するものと認められる。
- 4 保険医が死亡又は行方不明等のため、支払済の診療報酬の過払額が、基金において絶対的に回収不能と確認されるに至った場合若しくは民法第167条第1項^{※2}に規定する10年の消滅時効が完成した場合には、その過払による診療費の欠損は事務取扱費の雑費から補填する取扱とすること。
なお、右の場合において保険者に対する過誤の調整は、その過誤の事実が判明した都度これを行うものとする。

※1 民法改正（令和2年4月）により、現在は第166条第1項第1号で5年間となっている

※2 民法改正（令和2年4月）により、現在は第166条第1項第2号

民法（抜粋）

（債権等の消滅時効）

第六十六条 債権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。